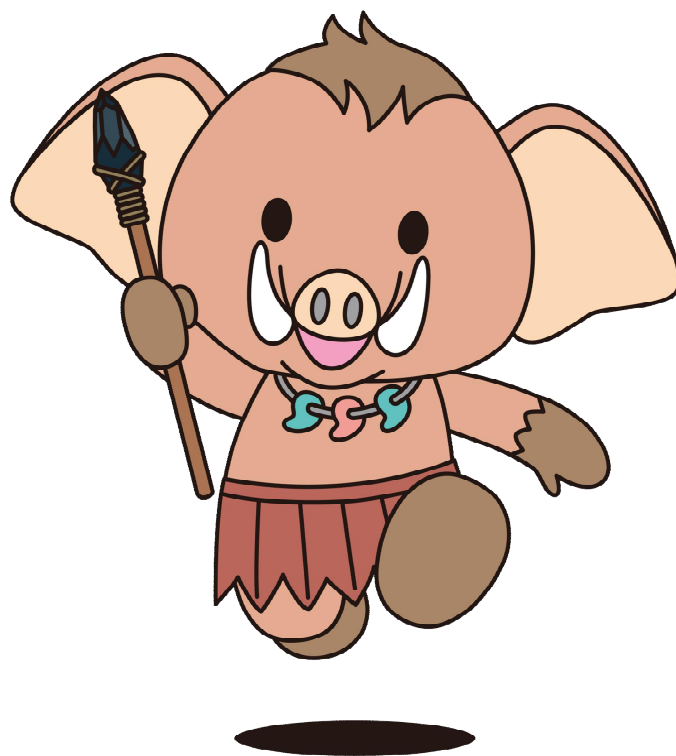


みどり市グリーンパーク自動販売機 設置事業者募集要領

みどり市グリーンパークの災害対応型自動販売機の
設置事業者を募集します



みどり市マスコットキャラクター「みどモス」

令和8年10月実施

みどり市

保健福祉部 健康づくり局 スポーツ振興課

公 募 物 件 一 覧

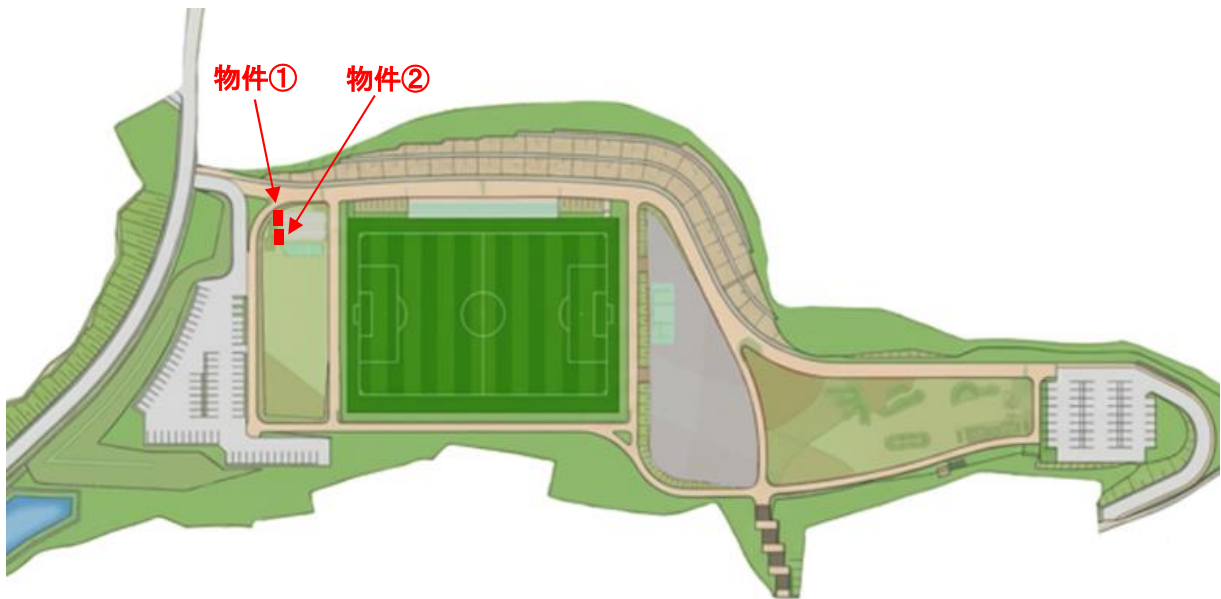
物件 番号	設置施設	施設所在地	設置場所	電源	台数 区画面積	最低使用料 (年 額)	利用者数 (1 日想定人数)
① ※1	みどり市 グリーンパーク	みどり市笠懸町 西鹿田 1272-7	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D850※2	360 円	施設利用者約 50 人 + 通行人
② ※1	みどり市 グリーンパーク	みどり市笠懸町 西鹿田 1272-7	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D850※2	360 円	施設利用者約 50 人 + 通行人

※1 物件①②ともに災害対応型自動販売機となります。

※2 放熱余地も含めた面積です。

位置図（物件番号①②）

【みどり市グリーンパーク】



みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集要領

1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- (4) 所在市町村の市町村税に未納がないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

2 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 11 月 14 日～令和 10 年 3 月 31 日までとします。

③ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。
ただし、令和 8 年度については日割りにより算出した価格を使用料とします。

④ 費用負担

ア 電気料

- ・自動販売機の電気料は設置事業者負担とします。
- ・施設内電源を使用する場合には、設置事業者の負担で電力使用量計測用子メーターを設置していただき、各施設の電気料単価を基礎として使用電気料を算出し、みどり市発行の納入通知書にて納めていただきます。
- ・4 月～9 月及び 10 月～翌年 3 月の 2 回に分け精算し、納入通知書を発行します。
ただし、令和 8 年度においては、使用開始～翌年 3 月の 1 回のみの精算とします。

イ 設置費・維持費

- ・自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、維持管理等にかかる全ての費用は、設置事業者の負担とします。

ウ 原状回復費用

- ・設置期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置事業者負担とします。

(2) 設置条件

① 自動販売機

ア 飲料自動販売機であること。

イ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とすること。

ウ ユニバーサルデザイン自動販売機であること。

エ 水道の接続を伴う自動販売機は設置できません。

オ 設置にあたっては、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策

を行うこと。ただし、耐震対策実施前に所管課と工法について協議を行い工法決定すること。

カ 災害対応型自動販売機とすること。

災害時にみどり市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。また、災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として自動販売機庫内の飲料を全て取り出せるだけのバッテリーを備え付けていること。

② 販売

ア 販売品は、飲料品とし、酒類を除く飲料品とすること。

イ 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

③ 維持管理

ア 空き缶、空きボトル、空き瓶及び空きパック等が散乱することのないよう、販売品目にあつた回収箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

イ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

ウ 販売品の搬入、釣り銭補充、廃棄物の搬出、メンテナンス時間及び方法は所管課と協議を行い決定すること。

エ 自動販売機には連絡先を分かりやすく表記し、故障その他のトラブルが生じた場合は責任を持って対応すること。また、トラブルへの対応については、所管課と協議をしておくこと。

オ みどり市は、みどり市の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

また、設置事業者は毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は、設置事業者の負担とします。

3 応募申込手続

応募希望者は、別に定める応募申込書に必要事項を記入・押印のうえ、関係書類を添えて、下記の受付期間内に特定記録郵便にて郵送してください。

※郵送に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

※直接持参されても構いません。

※参加申込書類等が提出先に受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんのでご注意ください。

(1) 受付期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月8日（木）まで（郵送の場合、必着）

(2) 送付先

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511番地

みどり市役所保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課

※直接持参される場合は、みどり市役所大間々庁舎2階スポーツ振興課まで持参してください。

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。）

(3) 応募申込書等の配布場所及び配布期間

① 場所 みどり市役所保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課（みどり市大間々町大間々1511番地 大間々庁舎2階）

② 期間 令和8年9月30日（水）から令和8年10月8日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

※みどり市ホームページからダウンロード可

(4) 応募申込方法

応募申込書及び次の添付書類を、上記送付先に特定記録郵便による郵送又は持参してくだ

さい。

① 添付書類

ア 誓約書①及び誓約書②

イ 法人の場合：所在証明書

個人の場合：住民票

※ともに、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

ウ 住所地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書（非課税の場合は非課税証明書）

※提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

② 応募申込受付完了書類の送付について

応募申込受付後、「応募申込書（みどり市受付印を押印したもの）の写し」をみどり市より郵送します。

※令和8年10月15日までに上記書類が届かない場合はみどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課（TEL0277-46-9068）までご連絡ください。

③ 応募申込にあたっての留意事項

ア 現地説明会等はいきませんので、応募資格者は事前に現地確認を行ってください。なお、現地確認を行う場合には、みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課（TEL0277-46-9068）までご連絡下さい。

イ 応募申込書に記入間違い、不備などがありますと申込が無効となる場合があります。

4 質疑書の提出及び回答

応募希望若しくは応募資格者の方で、質疑がある方は下記の受付期間内に質疑書を郵送又は持参してください。

(1) 受付期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月8日（木）まで（郵送の場合、必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

(2) 送付先

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511番地

みどり市役所 大間々庁舎 保健福祉部 健康づくり局 スポーツ振興課

(3) 質疑書への回答期限

令和8年10月15日（木）

(4) 回答方法

質疑者に文書回答します。また、質疑者以外の応募希望若しくは応募資格者の方は、スポーツ振興課において回答文書を縦覧してください。

(5) 縦覧期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月15日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

5 価格提案書の提出

(1) 価格提案方法

応募資格者は、下記の価格提案期間内に特定記録郵便による郵送で価格提案してください。

※郵送に要する一切の費用は、価格提案者の負担とします。

※郵送（特定記録郵便）による価格提案のみとし、持参は受付できません。

(2) 価格提案期間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月22日（木）まで（必着）

(3) 送付先

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511番地

みどり市役所保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課

- (4) 価格提案書の提出方法
応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、物件毎に郵送してください。また、使用する封筒は記載例を参考にして作成してください。
- (5) 応募価格の記載
応募価格は、年額使用料を記載してください。
なお、価格提案書に記載する応募価格について、屋外設置のものは「税抜価格」を記載してください。
(物件が屋外である場合、決定金額に消費税および地方消費税は課されません。)
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
応募申込者は、郵送した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 最低使用料を下回るもの。
 - ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
 - ③ 指定の期間内に提出しなかったもの。
 - ④ 応募申込者の記名押印がないもの。
 - ⑤ 本市所定様式の価格提案書を用いないで提案したもの。
 - ⑥ 応募申込者が同一物件において、2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ⑦ 応募価格又は応募申込者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの。
 - ⑧ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑨ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
 - ⑩ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

6 価格提案書の審査及び設置事業者の決定

みどり市が事前に定めた最低使用料以上で、最も高い価格をつけた方を設置事業者として決定します。

(1) 設置事業者決定日

令和8年10月28日（水）

(2) 注意事項

- ① 最高額の提案をした方が2人以上あるときは、価格提案者に出席を求め、くじにより設置事業者を決定するものとします。
- ② くじを行う価格提案者が、諸般の事情により、本市が指定する日時及び場所に来られないときは、代理人をしてくじを行うことができるものとします。
- ③ 代理人をしてくじを行うときは、別に定める委任状を持参していただきます。
- ④ くじを行う価格提案者が、諸般の事情により、代理人も含め、本市が指定する日時及び場所に来られないときは、これに代えて、当該公募事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(2) 結果通知

設置事業者が決定した場合は、速やかに当該価格提案者に連絡するとともに、設置事業者決定通知書を送付します。

(3) 公募結果の公表

みどり市ホームページにて決定使用料並びに公募参加者数を公表します。

(4) 価格提案書提出及び審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案書提出及び審査の中止、又は延期をすることがあります。

7 使用許可申請の手続

使用許可の手続は、令和8年11月9日（月）までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

8 設置事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
 - ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
 - ③ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 自己都合による自動販売機の撤去

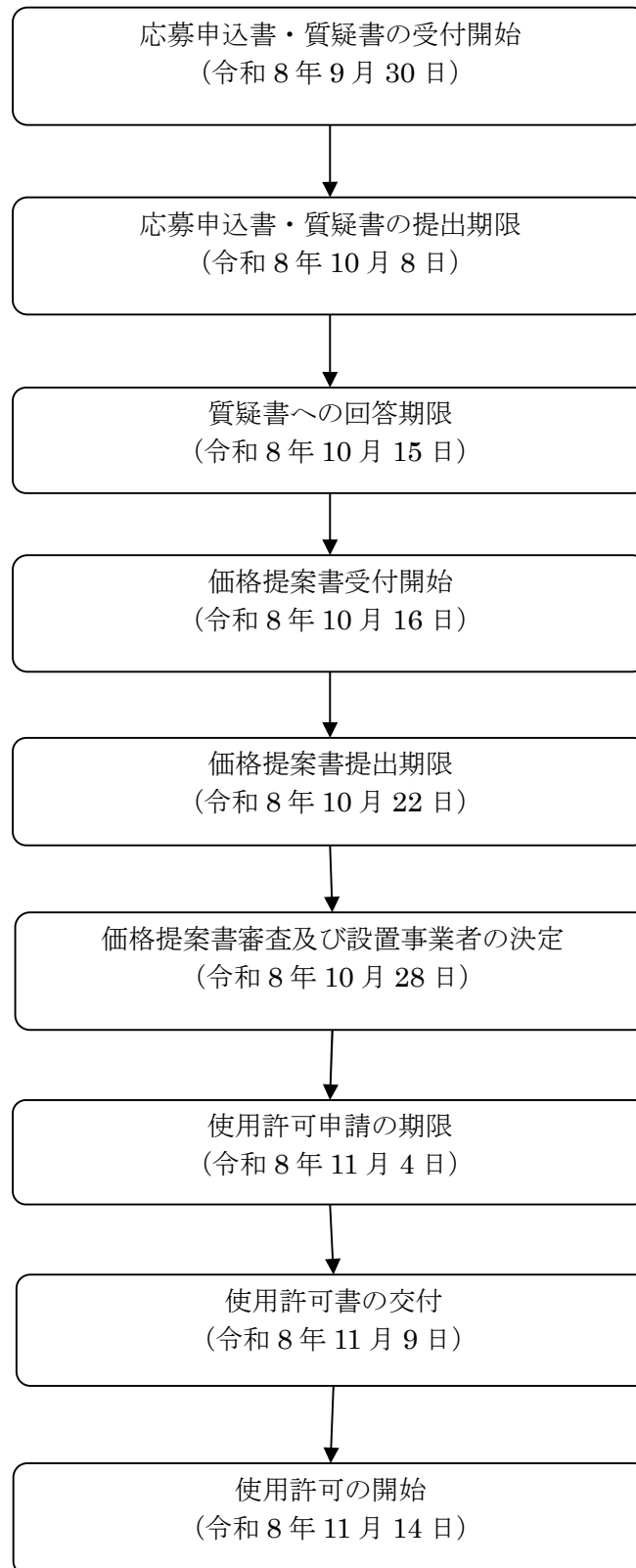
設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までにみどり市に書面により通知してください。
この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

【募集に関する問合せ先】 みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課
〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511 番地
TEL : 0277-46-9068
FAX : 0277-72-0500
E-mail : sports@city.midori.gunma.jp

事業の進め方（例示）



受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

みどり市長 須藤 昭男 様

募集要領の各条項を承知の上、みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者応募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込みます。

また、ホームページに決定金額を掲載することに同意します。

1 申込者

住所又は所在地
(〒 ー)

氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

⑨

2 添付書類

- ① 誓約書①
- ② 誓約書②
- ③ 法人の場合：所在証明書 個人の場合：住民票
- ④ 市町村税に未納がない旨の証明書若しくは非課税証明書

誓約書①

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

住 所
(所在地)

氏 名 ⑩
(名称及び代表者名)

貴市におけるみどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- (4) 所在市町村の市町村税に未納がないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

誓約書②

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

年 月 日

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ お願い

みどり市では、事務事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、必要に応じて桐生警察署に照会する場合があります。

なお、この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

質 疑 書

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集について、下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること。）

價格提案書

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該設置事業者として使用許可を希望します。

住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

印

応募価格 金 円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- ☐ 応募価格は、年額使用料を記入してください。
※屋外設置のものは「税抜価格」を記載してください。
- ☐ 応募は、価格提案書封筒に入れ、令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 10 月 22 日（木）までの間に所定の送付先に到着するように特定記録郵便にて郵送してください。